

事務連絡
令和4年11月15日

別記 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝
周辺海溝型地震防災規程作成の手引」の送付について（周知）

平素より、介護保険行政の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）（以下「日本千島特措法」という。）に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が、先般の同法改正等を踏まえ、令和4年9月30日の中央防災会議において変更されました。

これに伴い、同法第6条の規定に基づいて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）の作成義務者は、基本計画に基づき、対策計画を作成・変更する必要がありますので、作成・変更及び関係者への周知についてお願いいたします。

今般、内閣府より改定された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引」（以下「作成例等」という。）を対策計画を作成・変更する際の参考として送付いたします。

内閣府からの通知においては、対策計画の作成・変更に当たっては、作成例等を参考としつつ、地域の実情に即して具体的かつ実施可能なものとする事及びできるだけ速やかに作業を進めていただくこと並びに内閣府において相談窓口を開設していることが記載されておりますので、申し添えさせていただきます。

【対策計画の作成義務者】（日本千島特措法第6条）

- (1) 日本千島特措法施行令第3条第1～24号に定める施設又は事業（※1）を管理し、又は運営する者 であって、
- (2) 推進地域（※2）内に所在する者

※1 介護保険に関する施設又は事業については、別添資料④別紙1の4ページ（政令第3条第14号に規定する施設）をご参照ください。

※2 最新の推進地域は、下記内閣府のホームページにて掲載されておりますので、ご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/index.html

別添資料

- ①「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引」の送付について（通知）（令和4年9月30日府政防第1353号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）通知）
- ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例
- ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例新旧対照表
- ④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引
- ⑤日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引新旧対照表

(別記)

- ・ 公益社団法人 日本医師会
- ・ 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・ 特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会
- ・ 一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会
- ・ 高齢者住まい事業者団体連合会
- ・ シルバーサービス振興会
- ・ 日本在宅介護協会
- ・ 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
- ・ 全国介護事業者連盟
- ・ 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
- ・ 公益社団法人 全国老人保健施設協会
- ・ 一般社団法人 日本慢性期医療協会
- ・ 日本介護医療院協会